

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の認定等相当確認
(次世代法に基づく、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定)
(次世代法に基づく一般事業主行動計画策定(令和7年4月1日以後に策定・変更したもの))

企業名	次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定 (URL記載又はメールの送信時にPDF添付すること)	(くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定等相当確認法人のみ) (注3)				(プラチナくるみん認定等相当確認法人のみ)
		①計画期間における育児休業等を取得した男性労働者の割合 又は ②計画期間における育児休業等を取得した男性労働者の数と計画期間における企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数を合わせた割合 (育児休業等を取得した男性労働者が1人以上いること)	[労働者数が300人以下の場合の特例] ①～④のいずれか ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者の数(1歳に満たない子のために利用した場合を除く) ②計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者の数 ③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年)において育児休業等を取得した男性労働者の割合 ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数	計画期間における育児休業等を取得した女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の割合	[労働者数が300人以下の場合の特例] 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせた期間における育児休業等を取得した女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の割合	次世代法第15条の3第2項に基づく次世代育成支援対策の実施状況の公表 (別添ワード様式を添付すること)
		①	①			
			②			
		②	③			
			④			

【くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定相当確認における留意事項】

注1)くるみん認定及びトライくるみん認定相当の確認依頼に当たっては、一般事業主行動計画(2年以上5年以下)に相当するものを策定・実施し、その計画に定めた目標を達成している必要があります。

注2)プラチナくるみん認定相当の確認依頼に当たっては、事前にくるみん認定又はトライくるみん認定相当の確認を受けている必要があります(プラチナくるみん認定相当の確認依頼の対象となる一般事業主行動計画(2年以上5年以下)よりも前の一般事業主行動計画について、くるみん認定又はトライくるみん認定相当確認を受けている必要があります)。

注3)割合の算出に当たっては、くるみん認定等の認定基準に従ってください。
(参考)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html